

## 平成30年度 通いの場事業費補助金

### 1 補助の目的

高齢者をはじめとし、広く地域住民を対象として、住民主体によるふれあいサロンやコミュニティカフェ等の通いの場を提供する団体に対して補助することにより、地域の支えあいの活動の推進を図ります。

### 2 共通要件

- (1) 営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的としない団体が実施する事業であること。
- (2) 会則等を規定し、団体の活動目的を明示している団体が実施する事業であること。
- (3) 市内に活動拠点があり、5名以上の構成員のいる団体が実施する事業であること。
- (4) 住民主体により実施していると認められる事業であること。
- (5) 事業の主な利用者が高齢者であり、特定の地域の居住者に限定していないこと。  
(多世代の場合も可。但し、参加者・利用者の一部が高齢者の場合は不可)
- (6) 事業の一部として、定期的に運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防のいずれかの介護予防活動を1回あたり30分程度実施していること。
- (7) 一度に、概ね20人が集うことが出来る場所で実施する事業であること。
- (8) 支えあい会議に参画し、連携して実施する事業であること。
- (9) 高齢者、子ども子育て、障害者支援等の連携・協力意志があり、利用しやすい環境が整えられていること。
- (10) その他、法令に係る必要な手続きを行っていること。

### 3 種類別要件と補助金額

- (1) 週1型の居場所（以下「週1型」という。）

要件	① 週1日以上（年間50日程度）開催していること。 ② 1日あたりの開催時間は、3時間以上であること。（開催時間中は新たな来訪者に対応できる体制であること。） ③ 月1回以上の介護予防事業を実施していること。
補助金額	[運営費補助] 上限10万円/年 (10万円以上の改修費及び備品購入費を除く。)

- (2) 常設型の居場所（以下「常設型」という。）

要件	① 週4日以上（年間200日程度）開催していること。 ② 1日あたりの開催時間は、5時間以上であること。（開催時間中は新たな来訪者に対応できる体制であること。） ③ 週1回以上の介護予防事業を実施していること。
補助金額	① [運営費補助] 上限24万円/年 (20万円以上の改修費及び備品購入費を除く。) ② [個人宅等活用補助] 活動に係る経費の補助 上限5万円/年 [家賃補助] 家賃の1/2を補助 上限5万円/月

(3) 常設型開設準備補助（以下「開設準備」という。）

要件	① 上記(2)常設型に該当する活動を開設予定であること。 ② 立ち上げに要する備品購入費、敷金、礼金、改修費等の経費。
補助金額	開設準備に係る経費の9/10を補助 上限100万円/年

4 対象外経費

人件費、食料費、慶弔費、記念品等

5 申請方法・審査

申請受付期間内に、窓口へ持参（要予約制）。

	申請受付期間 (申請書類の審査)	その他の審査に関すること	
		現地調査	プレゼン
週1型	平成30年 4月2日～6月8日	新規のみ 6月12日～18日	—
常設型 開設準備	平成30年 4月2日～5月9日	5月10日～18日	6月12日

6 審査結果と補助金交付

審査結果は平成30年6月下旬、補助金交付はそれ以降を予定しています。  
交付決定後に請求書の提出が必要です。

7 その他（注意事項等）

- (1) 「補助金を目的以外に使用したとき」「本来の趣旨と逸脱」「補助事業が実施されなかった」「事業報告、収支決算報告が適切に行われなかった」「その他本会が不相当と認めた」場合は、補助の取消・返還となります。
- (2) 事業年度終了後、本会が定める期間内に「実績報告兼精算書」、「事業報告・決算書」の提出が必要です。
- (3) 事業年度終了後、補助金に残額が生じた場合は、精算（返納）が必要です。
- (4) 補助金は、予算の範囲内で交付します。
- (5) 補助要件は、補助率や上限額等を見直すことがあります。

8 申請窓口・問い合わせ

社会福祉法人柏市社会福祉協議会 地域福祉課 体制整備グループ  
〒277-0005 柏市柏5-11-8 介護予防センターいきいきプラザ1階  
電話04-7163-1200